

重要事項説明書

(2026 年度)

1.施設の概要

| | |
|-------|------------------------------|
| 名称 | 金山町立川口保育所 |
| 所在地 | 福島県大沼郡金山町大字川口字金洗道上 1546 番地 1 |
| 認可日 | 1967 年 1 月 1 日 |
| 連絡先 | 電話:0241-54-2822 |
| 設置者 | 金山町長 |
| 所長氏名 | 肥田野 重人 |
| 事業の累計 | 保育所 |

2.定員(満 1 歳児～就学前)

| | |
|----|------------------------------|
| 合計 | 所の状況により年齢ごとの人数に制限があることがあります。 |
| 30 | |

3.職員体制

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
|---------|----|-----|----|
| 所長(兼務) | 1 | | 1 |
| 係長(保育士) | 1 | | 1 |
| 主任保育士 | 2 | | 2 |
| 保育士 | 4 | | 4 |
| 保育補助員 | 1 | | 1 |
| 調理員 | 2 | | 2 |
| 栄養士(兼務) | 1 | | 1 |
| 事務員 | 1 | | 1 |
| 合計 | 13 | | 13 |

※兼務職員は所に常駐していません。

4.開所日、開所時間、休所日

| | | |
|------------|--|-------------------------|
| 開所日 | 月曜日から金曜日 | |
| 開所時間 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 00 分 | |
| 保育時間 | 保育標準時間認定 | 午前 7 時 30 分～午後 6 時 00 分 |
| | 保育短時間認定 | 午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分 |
| 延長 保育時間 | 保育標準時間認定 | 午前 7 時 30 分～午前 8 時 00 分 |
| | | 午後 4 時 00 分～午後 6 時 00 分 |
| 休所日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 | |

5.給食

| | | | |
|----|------|-------|--------------------|
| 給食 | 自所調理 | アレルギー | 対応可能かあらかじめご相談ください。 |
|----|------|-------|--------------------|

※3歳以上児は、ご飯のみ持参です(3歳未満児は完全給食)。

6.利用者負担額

| | |
|-----------|--|
| 保育料 | 少子化対策の一環として、保育料の負担はありません。 (金山町保育所運営費負担金徴収規則附則第3項) |
| 延長保育料 | |
| 徴収時期・徴収方法 | |
| おやつ(補食代) | |
| 上乗せ徴収 | 実費徴収 |
| | ・保護者会費(月500円×12か月) ※前期、後期に分けて集金いたします。 ・保育教材(ワーク、マーカーなど) ・おむつ処理袋(おむつ使用児) |

7.選考方法

利用のお申し込みがあった子どもの数と入所児の総数が利用定員の総数を超える場合、選考を行います。なお、総数以内であっても、所の体制により3歳未満児の受け入れをお断りすることがあります。

8.緊急時の対応方法

保育中に容態の変化等があった場合は、速やかに保護者へ連絡します。重篤である場合は、ただちに救急搬送を要請するとともに、保護者へ連絡します。

9.非常災害時の対策

| | | |
|-----------------|--------------------------------|---------------------|
| 非常災害時に 対する計画 | 金山町地域防災計画 | |
| 避難訓練・消火訓練 | 火災、地震等を想定した避難、消火訓練を実施します。(月1回) | |
| 防災設備 | 自動火災探知機、煙感知器、誘導灯 | |
| 避難場所 | 第一避難場所: 金山町開発センター | 第2避難場所: 金山町国保診療所 |

10.虐待等の防止

入所児の人権の擁護・虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、常に啓発を行う等の措置を講ずるよう努めます。

| | |
|-----|-----------|
| 責任者 | 所長 肥田野 重人 |
|-----|-----------|

11.個人情報保護方針

【個人情報の取扱方法】

- ・特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知りえた個人情報は、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供しません。
- ・金山町個人情報保護条例に基づき、個人情報を保護します。

12. 苦情解決体制

| | | | |
|------------|-----------|------------------|-------------|
| 相談・苦情解決責任者 | 氏名:肥田野 重人 | 電話:0241-54-2822 | 役職:所長 |
| 相談・苦情受付担当者 | 氏名:栗城 裕子 | 電話:0241-54-2822 | 役職:係長 |
| 第三者委員 | 氏名:市川 里美 | 連絡先:0241-54-2770 | 役職:主任民生児童委員 |
| | 氏名:渡邊 幸子 | 連絡先:0241-55-3021 | 役職:主任民生児童委員 |
| 受付方法 | 電話、直接 | | |

13. 傷害保険の概要

| | |
|-------|---|
| 保険の種類 | 災害共済給付制度(日本スポーツ振興センター) |
| 保険の内容 | 医療費等給付 |
| 保険金額 | 療養に基づく費用額が1つの災害につき500点以上のものについて、 <ul style="list-style-type: none">・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額 ※金山町は、子ども医療費助成事業によって、当該制度以外の療養の給付に自己負担は生じませんが、当該制度に該当する場合は当該制度の給付が優先されます。 |

14. その他の重要事項